

同 窓 会 会 則

第1章 総 則

(名称・事務所)

第1条 この会は京都府立乙訓高等学校同窓会（以下「本会」という）と称し、事務所を京都府立乙訓高等学校（以下「母校」という）内に置く。

(組織)

第2条 本会は次の会員によって組織する。

1. 正会員 (イ) 母校卒業者
(ロ) 母校に一時在学したもので入会を希望し総会において会員の承認を得た者
2. 名誉会長 母校現校長
3. 特別会員 (イ) 母校現旧教職員
(ロ) 本会に貢献した者で総会において承認を得た者

(目的)

第3条 本会は同窓生相互の親睦を深め、母校発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行なう。

1. 会員相互の親睦をはかる事業
2. 会報、会員名簿の発行
3. 母校教育活動の後援
4. 同窓会館の建設
5. 其の他本会として必要な事業

第2章 機 関

(役員・任務)

第5条 本会を運営するための役員及び任務は次のとおりである。

1. 会長 1名 本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長 2名 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計 2名 本会の会計事務を行なう。
4. 庶務 2名 本会の記録を集め、会内外に対する連絡にあたる。
以上、会長・副会長・会計・庶務、計7名を本部役員と呼ぶ。
5. 理事 若干名 本部の企画運営を助ける。
6. 幹事 若干名 本部と正会員との連絡を密にし、同期生の中軸となり、また正会員の意図を上部に反映させる。
7. 監査 3名 本会の財産、会計、運営を監査し総会において報告する。
8. 特別監査 4名 会計の作成する会計報告書の認証にあたる。

(役員の選出)

第6条 本会の役員選出方法を次のように定める。

1. 会長・会計・監査
原則として立候補とし（ただし立候補のない場合は正会員30名以上で推薦し、または現会長が指名し）総会において出席しかつ投票した者の過半数の支持を得て決定する。
2. 副会長・庶務
会長がこれを委嘱する。
3. 理事
(イ) 各卒業年度の幹事より1名選出する。

- (ロ) 已むを得ない事情により理事の任務をはたせなくなった場合現理事は後任の理事を指名できる。
- (ハ) 理事の変更があった場合は後任の理事が速やかに会長に通知することを要する。

4. 幹 事

- (イ) 各卒業年度の学級ごとに 1 名選出する。
- (ロ) 已むを得ない事情により幹事の任務をはたせなくなった場合現幹事は後任の幹事を指名できる。
- (ハ) 幹事の変更があった場合は後任の幹事が速やかに会長に通知することを要する。

5. 特別監査

現校長、副校長、事務長、および P T A 担当の教職員に本部及び理事会が委任をする。

(役員の任期)

第7条 1. 本部役員・理事・監査の任期は 2 年とし、幹事は終身とし特別監査は別にこれを定めない。

再選はさまたげないが兼任はできない。

- 2. 本部役員の補欠は、本部および理事会が後任者をさがし依頼する。
また補欠による後員の任期は前任者の残りの期間とする。

第3章 会 議

(会議)

第8条 本会の各種会議を次のように定める。

1. 総 会

- (イ) 本会の最高議決機関であって、次の事項につき審議決定し会長がこれを召集する。
 - (1) 役員選出、(2) 会則の改廃、(3) 会務報告、(4) その他本会事業推進に関する事項
 - (ロ) 監査、及び特別監査が必要とみとめた場合及び会計報告書、または本会の運営に対して正会員の 50 分の 1 以上が異議をとなえた時には、会長は臨時総会を開かなければならない。
- (ハ) 会則の改廃については総会において出席しかつ投票した者の 3 分の 2 以上の多数をもって決する。

2. 学年会

- (イ) 各学年の親睦をはかる目的で開かれる会で同期の正会員によって構成される。
 - (ロ) 理事は会長に対して学年会を詔問し本部役員はこれに協力しなければならない。
 - (ハ) 理事は学年会が終了したのち速やかにその報告をしなければならない。
 - (ニ) 学年会は上部への意思表示たる決議をすることができる。
 - (ホ) 会長は上記の決議が本会の運営上重大な影響を及ぼすと認めるときは臨時総会を開くことを要する。
 - (ヘ) 理事の選任及び解任は学年会の権限とし理事の変更の通知なきときは留任されたものとみなす。
- 3. 本部役員会 本部役員によって構成し、本会の企画・運営にあたり、会長がこれを召集する。
 - 4. 理 事 会 本部役員・理事で構成し、本部の企画・運営を助け、会長がこれを召集する。
 - 5. 幹 事 会 幹事で構成し、会長が召集する。緊急の際には総会に代る議決機関となるが、この場合は次期総会の承認を得るものとする。

(議決)

第9条 会議における議決は別段の定めがない限り過半数の賛成を必要とする。

但し可否同数の場合には議長裁決とする。

第4章 会 計

(会費納入義務及び寄附)

第10条 本会の経費は会費・寄附金・その他の雑収入をもってこれにあてる。なお経費が逼迫し本会の運営が困難であると会計および監査、特別監査が認めた場合は寄附を会員及びその他の者よりつのることができる。

第11条 正会員は会費納入の義務があり、入会当初に2,000円を納入しなければならない。

(会計)

第12条 会計は会費を経常会費とし、寄附金その他の雑収入は別途会計とする。

(会計報告)

第13条 (イ) 会計は一会计年度ごとに会計報告書を作成しなければならない。

(ロ) 会計報告書は特別監査及び監査の認証を得て理事から幹事正会員へと配付される。

(ハ) 報告書に対して異議のあるものは書面をもって幹事、理事、会長に申し出ることができる。

(ニ) 異議の数が正会員の50分の1以上に達した場合には会長はただちに臨時総会を開かなければならぬ。

第5章 付 則

第14条 会員は身上異動、または転宅による住所変更などの場合は、すみやかに本会事務所に通知しなければならない。

第15条 必要ある場合は、支部を設けることが出来る。

第16条 本会則施行に必要な細則は別にこれを定める。

第17条 本会則は昭和42年3月1日より施行する。

第18条 本会則は昭和54年5月1日より施行する。

細 則

(実行部)

第1条 本会の事務を次の4部に分ち、幹事より若干名選出した部員により各部の事務を処理する。

1. 企画部 本会の企画運営の原案を立て、その活動の中軸となる。

2. 編集部 会報・会員名簿・会員原簿その他の編集・発行・整理を中心とした活動をする。

3. 会計部 予算・決算その他出納事務一切を処理する。

4. 庶務部 記録・集録・通信事務その他庶務一切を処理する。

5. 各部の責任者を次のように定める。

(イ) 企画部・編集部……副会長(各1名) (ロ) 会計部……会計

(ハ) 庶務部……庶務

6. 実行部員の選出

(イ) 企画部・編集部……幹事より5名選出 (ロ) 会計部……幹事より3名選出

(ハ) 庶務部……幹事より6名選出

7. 部員の任期は3年とし、部員は各部の責任者が幹事中より適任者をさがし委嘱する。

(選挙管理委員)

第2条 1. 選挙管理委員は各卒業年度の幹事より1名選出する。

2. 選挙管理委員は、本部役員・理事・監査の選挙に関する管理事務を行ない、選挙事務終了後解散する。

(勘定科目)

第3条 本会の運営に要する費用の出納内容を明確にするため、次の勘定科目を設けこれを処理する。

(イ) 集会費 (ロ) 通信費 (ハ) 印刷費 (ニ) 記念品費 (ホ) 消耗品費

(ヘ) 備品費 (ト) 事務費 (チ)弔慰及び見舞金 (リ) 予備費 (ヌ) 積立金

(弔慰)

第4条 本会は会員の災害・死去に対し、次の処置をとる。

1. 災害……入会金の倍額の見舞金を出す。

2. 死亡……弔慰電報を打つ